

○安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱

平成17年10月1日告示第110号

改正

平成26年6月9日告示第222号

平成29年3月31日告示第178号

令和5年5月30日告示第271号

安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化の推進を図るため、市内の一般家庭又は事業所（以下「一般家庭等」という。）の生ごみ処理機、生ごみ処理容器及び草木粉碎機（以下「生ごみ処理機器等」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 一般家庭等から排出される生ごみを電動若しくは手動によりかくはん又は加熱し、減量化する機能をもつ機器で、市長が認めるものをいう。
- (2) 生ごみ処理容器 発酵、分解等により、生ごみを減量化する機能をもつボカシ容器又はコンポスターで、市長が認めるものをいう。
- (3) 草木粉碎機 一般家庭等の敷地管理等で発生した小枝や刈草を細かく碎いて処理する機械で、市長が認めるものをいう。

(補助要件)

第3条 補助金の交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内の事業所の代表者であること。
- (2) 自ら排出したごみを減量化する目的のため、生ごみ処理機器等を購入したこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 過去に補助金の交付を受けている場合において、交付を受けてから5年以上が経過し、当該機器が使用不能になっていること。

(補助金額)

第4条 補助金額は、別表に掲げる限度額又は生ごみ処理機器等本体の購入費（消費税額を含む。）で、工事費、配送料その他生ごみ処理機器等本体以外のものに係る費用は含まない額（以下「購入費」という。）に補助率を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。ただし、当該額に100円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、購入後1年以内に生ごみ処理機器等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機器等を購入したことを証する書類で、当該機器の機種及び購入金額が明示されているもの
- (2) 生ごみ処理機器等を設置したことが確認できる写真。ただし、市長が認めたときは市長が行う設置確認をもって省略することができる。

(実績報告)

第6条 この要綱に基づく補助金に限り、申請書及び前条に掲げる書類（以下「申請書類」という。）の提出をもって、実績報告を兼ねるものとする。

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、第3条の補助要件を満たしていると認めるときは、補助金の交付を決定及び確定し、安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、当該申請の内容を審査し、第3条の補助要件を満たしていないと認めるときは、安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者にその旨を通知し、申請書類を同封し送付するものとする。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成26年6月9日告示第222号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第178号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の安曇野市生ごみ処理機器等購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和5年5月30日告示第271号）

この告示は、令和5年5月31日から施行する。

別表（第4条関係）

種類	一世帯又は一事業所当たりの申請 可能基数	補助率	限度額
生ごみ処理機	1基	購入費の2分の1	3万円
生ごみ処理容 器	2基	購入費の3分の2	1基につき 3,000円
草木粉碎機	1基	購入費の2分の1	1万円